

中国税務速報

2020 年 7 月 16 日

1. 財政部 海南自由貿易港企業の所得税優遇政策に関する通知、海南島自由貿易港の高度人材に対する優遇税制

海南自由貿易支持海南自由貿易港建設、財政部及び国家税務総局は 2020 年 6 月 23 日、「海南自由貿易港の企業所得税優遇政策に関する通知」（財税〔2020〕31 号）及び「海南島自由貿易港の高度人材に対する優遇税制」（財税〔2020〕32 号）を公布し、企業所得税の優遇政策及び個人所得税の優遇政策について以下の通り規定しました。

- (1) 海南自由貿易港で設立登記され、実際に運営される奨励類産業に関わる企業に対しては、企業所得税を 15% とする。
- (2) 海南自由貿易港に設立登記された観光業、現代サービス業、ハイテク産業に関わる企業が新しく国外直接投資で得た所得については企業所得税を免税とする。
- (3) 海南自由貿易港で設立登記される企業が新規購入（自己で建造する場合や自己で開発する場合も含む）した固定資産又は無形資産が、単位あたりの価額が 500 万元（500 万元を含む）を超えない場合、一括で当期の費用に計上し課税所得額から控除することができる。新規購入（自己で建造する場合や自己で開発する場合も含む）した固定資産又は無形資産が、単位あたり価額が 500 万元以上の場合であっても、減価償却期間を短縮する、あるいは増加償却を採用することが出来る。上記の固定資産は、不動産、建築物以外の固定資産を指す。
- (4) 海南自由貿易港の高度人材と不足人材に対しては、その個人所得税負担が 15% を超える部分については免税とする。

上記政策は 2020 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日の間施行されます。

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/30/content_5522949.htm

http://hainan.chinatax.gov.cn/xxgk_6_1/01127186.html

2. 人力資源社会保障部 企業が負担する社会保険料の段階的免除政策の実施期限延長等に関する通知

2020 年 6 月 22 日、人力資源社会保障部、財政部、税務総局は「企業が負担する社会保険料の段階的免除政策の実施期限延長等に関する通知」（人社部〔2020〕11 号）を発表し、2020 年 2 月から企業が負担する基本養老保険・失業保険・工商保険（以下、三項目社会保険料と略称します）を段階的に免除し、企業の困難な状況を緩和するとともに、企業の正常な業務再開を推進することとなりました。企業、特に中小零細企業のリスク対応や困難の克服に対しより一層協力していくとともに、企業と低収入社会保険加入者の今年の納付負担を軽減するため、国務院の許可を経て、企業が負担する社会保険料の段階的減免政策の実施期限延長等の問題について通知しています。その中で企業と関係が深い（個人事業者、各種の自由業者などは含まれない）内容は以下の通りです。

- (1) 各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団（以下、これらを「省」と略称する）は、中小企業の三項目社会保険の会社負担部分に対する減免政策の実施を 2020 年 12 月末まで延長する。各省（湖北省を除く）の大型企業等その他の社会保険加入単位（機関事業単位は含まない。以下同様）の三項目社会保険に関する会社納付部分について半額に減免する政策を、2020 年 6 月末まで延長する。湖北省の大型企業等その他の社会保険加入単位の三項目社会保険の会社納付部分について一部免除とする政策についても、2020 年 6 月末まで継続する。
- (2) 新型コロナウイルスの影響により生産経営に深刻な影響が生じた企業は、引き続き社会保険料の納付について 2020 年 12 月末まで納期限を延長することができ、延長期間中の延滞金について免除する。
- (3) 各省の 2020 年社会保険料の個人負担分の納付基数の下限は、2019 年の個人納付基数の下限に基づき決定する。個人納付基数の上限は規定通り調整する。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5153727/content.html>

3. 上海市人民政府 雇用安定・発展促進の更なる実施に関する意見

2020年5月29日、上海市人民政府は雇用安定・発展促進の更なる実施について、意見を公布しました。そのうち、労務・雇用に関する内容は以下の通りです。

(1) 負担軽減・雇用安定の強化

- ✧ 企業の社会保険料の減免政策を段階的に実施し、失業保険料率や労災保険料率を段階的に引き下げる。政策の実施期限については2021年4月30日まで延長する。
- ✧ 条件を満たす、春節期間に新型コロナウイルス感染症の対応に取り組んでいた企業及び感染症の影響を受け困難に直面する企業に対して補助金を支給する。
- ✧ 困難に直面する企業を対象とする、従業員職業訓練に係る補助金政策の実施期限を2020年12月31日まで延長する。
- ✧ 2020年6月末まで、工程建設プロジェクトに係る農民工給与保証金の支払猶予を認める。良好な支払記録を持つ企業に対しては保証金の支払いを免除する。
- ✧ 雇用創出機会が多く、環境への影響をコントロールできる一部の項目については、環境評価審査ポジティブリストを作成し、「環境評価の権限委譲・管理強化と行政サービスの最適化」に対する改革を更に実行していく。
- ✧ 企業の電気、ガス、物流にかかわるコストを引き下げる。

(2) 人員削減行為を規範化する

- ✧ 企業が従業員との集団交渉を通じ、賃金や勤務時間の調整、工数調整、輪番休業、職場研修などの方法を採用する等、雇用関係を良好に維持できるよう協力していく。
- ✧ 経済的理由による人員削減を実施する予定の企業に対し、法に基づく従業員整備方案を作成・実施するよう指導していく。
- ✧ 新型コロナウイルス感染症により、労働者が一時帰休して正常に業務を実施できない場合にあっては、企業は労働契約の解除、又は派遣労働者の解除をしてはならない。

(3) 内需を掘り起こして雇用を牽引する

- ✧ 家事代行サービス業の品質を高め、先行試験地区を拡大し、文化創造産業を繁栄させ、観光資源の分布を最適化する。サービス供給を拡大し、養老産業の発展を促進し、自動車・家電・コンシューマー・エレクトロニクス製品の買い替えを支援し、国内のアウトソーシング市場を育成し、雇用を創出する。

(4) 投資を促進し雇用を創出する

- ✧ 重大な産業と事業投資プロジェクトの雇用への影響に対する評価を行い、雇用創出目標を明確にする。政府が投資するプロジェクトについても、雇用拡大の効果を十分に考慮していく。
- ✧ 老朽住宅地の改造、駐車場施設の建設、国家物流中枢ネットワークの建設を加速し、多くの雇用を創出する。

(5) 新たな動力の発展、雇用機会の創出

- ✧ 『上海市の新型インフラ建設推進行動方案（2020～2022年）』を実施し、次世代ネットワークインフラ（新ネットワーク）、革新型インフラ（新施設）、融合インフラ（新プラットフォーム）、知能端末インフラ（新端末）の建造を全力で実施し、雇用機会を創出する。

(6) 優秀人材の上海での就労の促進

- ✧ 人材発展に優れた環境を作り、各地の大学卒業生や海外留学生等が上海に来て、就労・創業するよう呼び込む。

本意見は2020年5月29日より実施されます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw65093.html>

4. 国家発展改革委員会 商務部『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）』公布

国家発展改革委員会と商務部は 6 月 23 日、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）」及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）」について、中国共産党中央委員会及び国务院の同意を経て、2020 年 7 月 23 日から実施することとしています。同時に、国家発展改革委員会と商務部が公布した「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）」は 2019 年 6 月 30 日から廃止されます。

これら 2 つのネガティブリストを 2019 年版ネガティブリストと比較すると、外国からの投資を制限・禁止する条項が 7 つ減少しています。専門家によると、4 年連続で外商投資参入ネガティブリストは減少しており、経済グローバル化を支援する中国の決意がうかがえます。将来を展望すると、外資参入ネガティブリストが引き続き減少し、外資系企業の対中投資の道がさらに広がることが期待されます。

具体的にみると、新ネガティブリストには大きく 3 つの変更があります。

(1) サービス業重点分野の開放進展の加速

- ✧ 金融分野：証券会社、証券投資管理会社、先物取引会社、生命保険会社の外資持分制限を撤廃する。
- ✧ インフラ施設分野：人口が 50 万以上の都市の給水・排水の建設、経営する企業は中国側の株式を保有していなければならないとの規定を撤廃する。
- ✧ 交通輸送分野：外資系企業による航空交通管制業務への投資を禁止するとの規定を撤廃すると同時に、民間空港に関する条項を調整する。

(2) 製造業と農業への参入要件を緩和

- ✧ 製造業分野：商用車の製造に関する外資系企業の持ち株比率の制限を緩和し、外資系企業による放射性鉱物の採掘、製錬、加工および原子力燃料の生産を禁止する規定を撤廃する。
- ✧ 小麦の新品種の選択、栽培と種子の生産について中国側の持ち株比率については 34% 以上とする規定に改める。

(3) 自由貿易試験区で開放試験を引き続き展開

- ✧ 全国開放措置に基づき、自由貿易試験区については引き続き先行試験を行う。
- ✧ 医薬分野：漢方薬への外商投資を禁止するとの規定を撤廃する。教育分野：外資による教育機関を許可する。

上記の内容をみると、中国は外商投資企業について更なる投資環境を作り、新ネガティブリストを通じて外商投資を更に呼び込んでいくことを狙いとしています。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231939.html

5. 国家発展改革委員会 企業の電気料金の段階的に引き下げに関する政策期間の延長通知

2020 年 6 月 24 日、新型コロナウイルスの予防、感染拡大の制御ならびに経済社会発展を推進し、雇用の安定化、国民生活の保障ならびに市場全体の保証していくため、中国国家発展改革委員会は企業の電気料金の段階的な引き下げに関し延長する政策を公布しました。

通知によれば、2020 年 7 月 1 日から 12 月 31 日にかけて、高エネルギー消費業界の利用者を除く現行の一般の電力利用者の電力消費コストについて段階的な引き下げを延長していくことを明らかにしました。電力企業は電力利用者（市場取引に参入済みの利用者を含む）の電気料金を計算・徴収する際に、引き続き従来の家庭用電気料金水準の 95% に基づき計算します。

各地の改革部門は、現在の状況下で、企業の生産・運営コストの削減促進が、雇用の安定化・国民生活の保障・市場全体の保証に対する重要であることを十分に認識したうえで、電気企業が段階的なコスト削減政策を実施するよう指導します。円滑な実施を確保し、地域の市場監督部門と積極的に協力し、商業団地・工業団地・オフィスビルなどの電力供給における料金徴収監督を効果的に強化し、値下げした電気価格による利益が即時かつ十分に端末ユーザーに行きわたるようにし、企業のインセンティブが高まるようにします。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202006/t20200628_1232199.html

6. 国務院弁公庁 輸出品の国内販売の支持に関する意見

新型コロナウイルスがグローバル経済に深刻な影響を与えており、外需が落ち込むなか、中国の対外貿易に係る一部の生産能力については国内市場に転向します。国内と国外の市場環境が異なるため、対外貿易会社は国内市場を開拓する際、困難に直面しています。そこで、中国国務院は6月17日に『輸出品の国内販売の支持に関する意見』（以下『意見』と略称します）を公布しました。

『意見』によれば、企業の国外市場開拓を支持するだけでなく、市場・ニーズに合致した輸出製品の国内市場の開拓を支持し、対外貿易企業が困難を乗り越えるのを支援し対外貿易の安定性を保障することを明確にしました。具体的な措置は以下の通りです。

(1) 輸出品の国内市場進出を支持する

「同一生産ライン、同一基準、同一品質」を促進し、適用範囲を一般消費財、工業品分野に拡大する。また知的財産権の保護を強化する。

(2) 各種ルートによる国内販売への切り替えを支持する

国内販売プラットフォームを構築し、対外貿易やECプラットフォームとの連携を奨励するとともに、主要な歩行者天国での輸出品国内販売イベントの開催を促進し、大型商業企業からの直接発注等の拡大を目指す。

(3) 信用保険と資金サポートを強化する

融資サービスとサポートを強化し、各種の金融機関によるサポートの提供、売掛金・在庫・受注などを担保融資の展開、大型ECサイトを利用した中小零細貿易会社への直接貸付事業を支援する。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-06/22/content_5521078.htm

http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/23/content_5521170.htm